解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間満了により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十二日

福岡市早良区昭代二丁目八番三三号
財団法人高取幼稚園
代表清算人　渡邉　公三

配当公告

山口県下関市一の宮卸本町二番一〇号
破産者　株式会社カネヰ
右の者に対する山口地方裁判所下関支部平成二十三年（フ）第二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一七九、一四九、二二一円

（内優先債権額　金一、七四三、七七七円）

一、配当することのできる金額
金一三、三八三、三三二円

（内優先債権額　金一、七四三、七七七円）

平成二十四年五月二十二日

山口県下関市観音崎町一二番一〇号太陽生命下関ビル五階　破産管財人　島田　直行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区月寒中央通三丁目四番、最後の住所札幌市豊平区月寒中央通三丁目四番一―一三〇五号

被相続人　亡　工藤　静男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日

事務所札幌市中央区南一条西五丁目二〇番地郵政福祉札幌第一ビル４Ｆ
相続財産管理人　田苗　生代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県胆沢郡金ケ崎町西根御免西三三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　相澤美奈子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日

岩手県奥州市水沢区大手町四丁目一八番地
相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平鎌田字小山下三五番地、最後の住所福島県いわき市平鎌田字小山下三五番地二　被相続人　亡　草野　誠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日

事務所福島県いわき市平字大工町六番地の一二
相続財産管理人　弁護士　大谷　好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取郡神里村虫幡七八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　篠塚豊太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日

事務所千葉県香取市佐原イ一二〇番地五北新ビル三〇一号　遠藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　遠藤　龍一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県阿久根市大川一九一五番地、最後の住所神奈川県厚木市下津古久七七四番地
被相続人　亡　下薗　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日

神奈川県厚木市中町三―一五―二Ｋ・スクエアビル二階二〇二号室　三竹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県津久井郡城山町小倉六九五番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　井上　清治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日

横浜市中区尾上町一丁目四番地一関内ＳＴビル五階　みなと横浜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菅　友晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県直方市知古一丁目二五〇番地二、最後の住所神奈川県小田原市曽我岸一四八番地曽我病院内　被相続人　亡　中願寺哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日

神奈川県藤沢市朝日町一一番地二　司法書士酒井事務所
相続財産管理人　司法書士　酒井　盛光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市酒匂一丁目一一三五番一二、最後の住所神奈川県小田原市前川一五五番地の一　サンライフ二〇五
被相続人　亡　大津隆三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日

神奈川県小田原市本町一―七―二〇　三の丸ビル弁護士法人小田原三の丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中川裕貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市金石東三丁目二番、最後の住所石川県かほく市秋浜ニ二五番地一四
被相続人　亡　今井　博正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日

事務所石川県金沢市大手町二番二五号レジデンス大手門二〇四号多賀法律事務所
相続財産管理人　弁護士　多賀　秀典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市穴太二丁目五七四番地、最後の住所滋賀県大津市錦織三丁目一番一八―二〇二号パレベルフォーレ
被相続人　亡　佐俣　紀和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十二日

事務所滋賀県大津市京町三丁目五番一二号京町第六森田ビル四階オアシス法律事務所
相続財産管理人　弁護士　片山　聡

第28期決算公告

平成24年4月21日

秋田県男鹿市船越字内子89番地
株式会社アマノ
代表取締役　天野　良孝

貸借対照表の要旨

（平成24年2月29日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,622,504	流動負債	1,334,931
固定資産	2,361,588	固定負債	1,117,613
繰延資産	320	株主資本	1,531,868
		資本金	40,000
		資本剰余金	10,000
		（資本準備金）	(10,000)
		利益剰余金	1,481,868
		（利益準備金）	(1,100,000)
		（その他利益剰余金）	(381,868)
		（うち当期純利益）	(125,591)
資産合計	3,984,412	負債・純資産合計	3,984,412